

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

- (1) 請求人は、平成〇年〇月〇日業務上負傷し、「胸骨骨折、右副腎損傷、外傷性頰椎椎間板ヘルニア、腰部脊柱管狭窄症」等と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒となった。請求人は、治癒後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求を行ったところ、監督署長は、請求人に残存する障害について、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に規定する障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級と認定し、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。
- (2) その後請求人は、平成〇年〇月に「腸管癒着症、腸管イレウス」による開腹手術、平成〇年〇月に「腰椎椎間板ヘルニア」による腰椎の椎弓切除術を受け、いずれも原傷病の再発と認められ、平成〇年〇月〇日をもって治癒となった後、障害補償給付の請求を行ったところ、監督署長は、請求人に残存する障害について障害等級第11級と認定し、障害等級第14級に係る支給額との差額の障害補償給付を支給する旨の処分をした。
- (3) さらに、請求人は、「第5腰椎変形迂り症、腰部脊柱管狭窄症」の治療を受け、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）の決定により、これらが原傷病の再発と認められ、療養の結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒となった。

請求人は、治ゆ後、「第5腰椎仙骨固定術後」の傷病名により監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害について障害等級第10級と認定し、障害等級第11級に係る支給額との差額の障害補償給付を支給する旨の処分（本件処分）を行った。

(4) 請求人は、本件処分を不服として審査官に審査請求をしたが、審査官は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害の程度が障害等級第10級を超えるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 当審査会において、請求人の主張、関係医証等を精査したが、請求人に残存する障害は、障害等級第11級の9に相当する胸腹部臓器の障害、同第11級の5に相当する脊柱の変形障害、同第14級の9に相当する頸部や両上肢の神経症状及び同第12級の12に相当する腰部から両下肢にかけての神経症状であると認められる。

これらの障害について、脊柱の変形障害と局部の2つの神経症状については、同神経症状が同変形障害に通常派生する関係にあるものと判断されるので上位等級である第11級に包括して評価し、胸腹部臓器の障害と併合して障害等級第10級に該当するとした監督署長及び審査官の判断は妥当であって、当審査会としても、請求人に残存する障害の程度は、障害等級第10級を超えるものとは認められないと判断する。

(2) なお、請求人の胸腰部の機能障害については、当審査会としても、「測定値については、監督署調査官の測定値を採用すべきと思われる。」とするA医師の意見を妥当と判断する。

その他、生殖器の障害など請求人のさまざまな訴えについて、当審査会としても改めて検討したが、いずれも障害等級に該当するものとは認められない。

3 以上のおりであるので、請求人に残存する障害の程度は障害等級第10級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。